

Title	北米合衆国の通貨制度 (二、完)
Sub Title	
Author	三宅, 嘉十郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.11 (1917. 11) ,p.1478(84)- 1500(106)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171101-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

其勤勉潔朴にして實直なるは是等島民の特質と稱せらるゝ程なるに若し Jugoslav が是等の諸島を失ふことあらんか彼等の人種中の最有力にして又彼等の領土中の最優良なる部分を奪はるゝものと云ふ可し。即ち是等の群島を失ふは有形無形の大損失にして就中 Jugoslav に取りて自己の海上に於ける通商を不可能ならしめらるゝの苦痛は到底堪ゆる所に非ざるが故に如何なる軍事上の理由を以てするも其全部たると一部たるを問はず之を奪取せらる可きに非ず。然かも Jugoslav は此上膨脹の希望を有せざるが故にアドリヤチックの東海岸を領有するが爲めに伊太利に對して何等の憂慮たるものに非ざる可し。

北米合衆國の通貨制度(二完)

三宅 嘉十郎

要 項

- 四、合衆國の銀行券—準備銀行券、國立銀行券
- 五、聯邦準備紙幣
- 六、結 論

四、合衆國の銀行券

現在北米合衆國に流通せる銀行券には準備銀行券と國立銀行券との二種あり。國立銀行券は各國立銀行が合衆國々債を大藏省に預託し、其額面價格と同額の銀行券を受取り發行するものにして、かくの如き國債預託發行法が本來商業界の需給状態に順應して伸縮自在なる近代的通貨の妙用を有する能はざるは明白なる所、合衆國の商業界が最近半世紀の間、之が爲め其發達

を妨げられたること甚だ大なるは何人も認むる所なり。新通貨制度の目的は此の伸縮性を缺如せる通貨を廢して、代ゆるに商業界の需給に一致するが如き通貨を供給せんとするに在りて、從つて新通貨制度の確立と共に國立銀行券は當然回收せざるべからざる運命に在り。然るに國立銀行券の回收は同時に其發行の保證たる合衆國々債の解放となるは勿論なれば、同銀行券の回收に就ては是等の解放さるべき國債の市價を維持して國立銀行の蒙むる損失を防止し、且は國立銀行券の回收に由る通貨の急激なる減退をも緩和するの方策を講ずるの必要あり。準備銀行券の發行は之が爲めに認められたるものにして聯邦準備銀行法の規定に依れば、準備銀行をして準備組合銀行(Member bank—株主銀行、出資銀行)たる國立銀行の發行券銷却の爲め解放さるべき國債を買取らしめ、必要に應じ之を保證として準備銀行券を發行するを得せしむるこ

とせり。されば準備銀行券の發行は國立銀行券銷却の過渡期に於ける一時の手段たるに過ぎざれば、合衆國の通貨として將來永久に重要な地位を占むべきものにあらざるは勿論なるも、國立銀行券の回收が今後二十年乃至三十年を要するものとすれば、準備銀行券も大體に於て二三十年後迄流通を見るべく、且其流通は國立銀行券の銷却に伴ひて漸次増加するものとせざるべからざれば、左に其性質及發行法に就て一瞥を投じ置くべし。

(A) 準備銀行券

準備銀行券は各準備銀行之を發行し、其紙幣上の責任亦各發行銀行に存す。發行法は全然國立銀行券の場合と同様國債預託法にして、次節に述ぶる聯邦準備紙幣とは全く別箇の性質を有するものなれば之と混同すべからず。

聯邦準備銀行法に於ては國立銀行券の發行及銷却に就ては新なる制限を設けず、從來同様其

發行を繼續し且銷却をなすことを得るは勿論なるが、更に銷却に就ては便宜の方法を設け、準備銀行法公布後二年即ち一九一五年十二月二十三日より二十年間に於ては、國立銀行は合衆國國庫局長 (U. S. Treasurer) を經て、其銷却せんとする銀行券の保證たる國債を準備銀行に、額面價格及既生利子を以て買取を依頼するを得べく、以て國債の市價が額面價格以下に在るが如き場合、銀行券の銷却に依りて國立銀行の蒙むるべき損失を防止せんとせり。準備銀行はかくの如く國立銀行より提供されたる國債を、各自其資本及積立金の額に應じて引受け、之を合衆國國庫局長に預託して準備銀行券を發行することを得るなり。但し準備銀行の買取るべき國債は、總額に於て一年二千五百萬弗を超過すべからざる規定なれば、其以上の國債は國立銀行各自一般市場に賣却せざるべからず。準備銀行は右の外其買入れある紙幣擔保權 (Circulating

privilege) を有する國債を合衆國國庫局長に預託して其額面と同額の準備銀行券を發行することをも得。而して準備銀行券の銷却は國立銀行券の銷却と同様の方法に於て行はる。準備銀行券の流通上に於ける地位亦國立銀行券と同様にして、法貨にあらざるを以て絶対的の強制通用力を有せざるも、關稅以外の政府への支拂及國債の元利拂以外政府の支拂には無制限通用力を認めらる。

準備銀行券は證券預託法に據りて發行せらるること國立銀行券を選ぶ所なければ、一方に國立銀行券を回收して他方に準備銀行券を發行したりとて、通貨制度上何等進化を示さざるに似たりと雖も、之に依つて紙幣擔保權を有する國債は漸次國立銀行の手を離れて準備銀行に移ることとなり、準備銀行は準備局の承認を得て二分利付の國債を紙幣擔保權なき三分利付一年期限の債券及同三十年期限の公債と交換せらるゝ

とを得べく、以て紙幣擔保權を有する國債を整理し、同時に聯邦準備紙幣の發行高を増加するに至るを以て、時日と共に合衆國通貨の整理を見ることとなるなり。

(B) 國立銀行券

國立銀行は新通貨制度の設けられたる今日に於ては、漸次銷却せらるべきものに屬し、通貨としての重要な度は従前に比し著しく減殺せられたりと雖も、尙ほ其流通高七億弗に達し合衆國の通貨總額の七分の一を占むるの状態に在りて、之が全部の銷却を見るに今後數十年を経過するを要すべく、従つて國立銀行券は今後も依然合衆國通貨の或部分を占むることとなるは疑ふべからず。

元來合衆國に於ては一八三六年第二合衆國銀行特許權の廢止以來、一八六三年の國立銀行法制定に至る迄國內に流通せる統一せる通貨の存するなく、各州の銀行は各其州政府の定めたる

銀行法に準據して紙幣の發行をなしたれば、各種の紙幣雜然として流通し正貨と紙幣及紙幣相互の間に開きを生ずるに至り、爲めに商業取引の發達を阻害せること大なるものありしが、偶々南北戦争の起るありて政府は戰費支辨の爲め多額の公債を發行するの必要に際會せしかば、公債の賣行を容易にし且從來の公債を釣上ぐるの目的を以て、一八六三年時の大藏卿チェースの發案に依り、紐育州銀行法に則りて國債預託發行法 (Bond deposit system) を制定するに至り。是れ即ち國立銀行法にして、翌一八六四年の改正に依りて完成せられしが、之に依れば國立銀行は其設立と同時に資本金の三分の一 (最低三萬弗) 以上を以て合衆國々債を買入れ、之を國庫局長に預託して其額面價格の九割に相當する銀行券を發行することを得。銀行券の發行制限額は各銀行に於ては大體其資本金と同額とし、且全國の發行總額は三億弗を超ゆべから

すとせり。各銀行に對する制限額は今日に至る迄資本金を以て限度とする原則を變更せざるも發行總額は其後一八七〇年十二月の法律を以て三億五千四百萬弗に増加され同時に其地方的分配を調節する所あり、更に一八七五年に至りて全然此制限を廢し以て今日に及べり。而して銀行券の額面は一弗、二弗、三弗及五弗以上となし、一弗乃至三弗券の發行額は總額の六分の一以下たるを要し、且合衆國紙幣の正貨兌換開始後は發行を禁止せらるゝこととなり、一八七九年以來發行を廢止せり。最近我大藏省への着電に據れば、合衆國議會は一弗及二弗の小額國立銀行券の發行を各銀行二萬五千弗を限り認むるの法律を通過せりと傳ふ。蓋し合衆國經濟界殷賑の爲め小額通貨の需要激増せるに、補助銀貨の増鑄容易ならず政府紙幣及銀證券の發行額には各嚴重なる制限あれば、此等に依ること困難なる事情あり、緊急の處置として小額國立發行券の

發行を認めしものなるべし。國立銀行券は法貨の性質なく、従つて個人間に於ては強制通用力を認められざるも、關稅以外の公納及國債の元利拂を除ける政府の支拂には無制限に通用するを得。且國立銀行は何れの銀行券たるを問はず平價を以て受入るべきものなれば、州立銀行の紙幣と異なり全國を通じて平價を以て流通するを得べく、茲に合衆國は再び統一せる通貨の供給を見たり。

國立銀行券の發行は國債の預託を必要としたるを以て、國債に對する需要は銀行券の發行増加と共に増加し、従つて市價漸次騰貴を見るに至れり。且政府は南北戰爭後公債の整理に意を用ゐ、一八六七年より七五年に至る間に於て六億餘弗の償還を行ひしかば、政府の信用増加と相俟て國債の市價は益々騰貴して額面價格を抜くに至り、國立銀行は之を保證として銀行券を發行するよりも、寧ろ之を賣却して得たる資金億七千三百萬弗は國立銀行の資本金總額六億八千五百萬弗の二割五分強に當り銀行法規定の最低發行額を示せり。

一八九〇年以後關稅改正に由る收入の減少及購銀條例の影響を受けて、合衆國政府は公債發行の必要に迫られ、一八九三年より九七年に至るクリブランド大統領時代に於て、二億五千二百萬弗の公債を發行するに至りしかば、銀貨及銀證券の發行停止に由る通貨の需要増加と相俟て、國立銀行券の發行高を増加したりと雖も國債預託發行法の根本に横はれる缺點の爲め、其發行高は依然として二億三千四百萬弗を上下するに過ぎざりき。

國立銀行券の發行高はかくの如く其保證たるべき國債の市價に依り増減するの狀況に在りて商業界の需要と隨伴せず一般取引上不便尠少なからざりしかば、非難の聲漸く高く其根本的改正の必要なるを唱道するもの出でたり。大藏卿カ

を運用するの却て甚だ利益となるに至りしかば國立銀行の國債を賣却して銀行券を銷却するもの續出し、新に設立せらるゝ銀行も銀行法に規定せらるゝ最低額以上國債の買入を欲せず、従つて銀行券の發行甚だ振はず。一八七三年三億五千萬弗を算せし銀行券は、一八七五年には却て五千萬弗を減縮して三億弗となれり。其後發行高稍々増加して一八七九年には三億二千三百弗に上りしも、政府の公債整理は着々進行し、公債價格は益々騰貴して一八九一年の最低平均價格は百二十四を示す程なりしかば、國立銀行銀行券銷却愈々多く、新に國債を買入れ銀行券の發行を爲すものなかりしかば、其發行高は一八七九年の三億二千三百萬弗より一八九二年の一億七千三百萬弗に激減せり。若し國立銀行法に於て各國立銀行の國債所有額の最低限度を規定せざりしに於ては、銀行券の發行高は更に一層減縮を見たるは明かにして、同年の發行高一

ライル(Carlisle)は一八九四年國立銀行券發行に國債預託を必要するの規定を除かんことを提唱し、大統領クリブランド亦姑息的なる銀行券發行の根本的改革の必要なるを認めカーライルの意見に同意を表し、又一八九四年バルチモアに開かれたる全國銀行家大會に於ても、同様銀行券の發行は其拂込資本金の五割迄は國債の預託を必要とせざることをすべしとの意見を發表したり。即ち通貨制度改革論者の主意とする所は銀行信用貨幣主義に在りて、銀行の資産を擔保として銀行券の發行を爲さんとするものにして、且之を以て商業界の需要に適合する最も進歩したる通貨を供給し得べしとなしたるなり。然るに右提出されたる改革案は、當時の合衆國に取りては甚だ急進的なるの感を以て迎へられたると、且は當時銀問題の尙ほ朝野の耳目を衝動せしめつゝありしとに由り議會及一般の注意を喚起するに至らず、改正の方針は依然現

在の發行法を維持して此發行法の下に銀行券の發行高を一層増加せんとする事に向けられ、一九〇〇年の金本位條例に於て次の四點に主要なる改正を加へ以て銀行券發行高の増加を期せり

(一)二分利國債の發行 一九〇四年二月一日償還の五分利公債、一九〇七年七月一日償還の四分利及一九〇八年八月二日償還の三分利公債を、据置期限三十年の二分利公債に借替へ國立銀行をして銀行券發行の保證たるを得せしむることとし、以て金利の上より公債市價を引下げ國立銀行の銀行券發行を容易にする所ありたり。

(二)發行率の引上 從來國立銀行は其預託せる國債市價の九割にして額面價格の九割を超過せざる割合を以て銀行券の發行をなし得ること、即ち銀行券の發行は常に保證たる國債の額面價格の九割以下なりしを、市價と同額にして、額面を超過せざる額迄發

行することを得ることに改正したり。

(三)國立銀行の最低資本金額の引下 從來の銀行法に於ては人口六千人以下の地に國立銀行を設立する場合は其資本金は五萬弗以上なることを要し、國立銀行の最低資本金は五萬弗なりしが、一九〇〇年の改正法に於ては更に人口三千人以下の地に於ては資本金の最低を二萬五千弗となすを得ることとし、以て一方には國立銀行の設立を容易にし同時に銀行券の發行高を増加するの辦法を講じたり。

(四)銀行券發行税の低減 國立銀行券の發行税を二分利付國債を保證とするものに對しては一年五厘とし、其他のものに對しては従前通り一年一分となしたり。

國立銀行法に關する右四箇條の改正は從來の規定に比して銀行券の發行を大に有利となすこととなり、且州立銀行の國立銀行に變更するを

容易ならしめしかば、國立銀行の増加著しく殊に資本金二萬五千弗の小銀行多數に設立せられ一九〇〇年の三千六百二行より一九〇五年には五千五百二十八行の多きを算し、従つて銀行券發行高亦著しき増加にして、同年間に三億三千二百萬弗より五億二千四百五十萬弗に増加し、内二分利付國債を保證とする發行高四億八千二百萬弗の多額に達せり。

かくの如く銀行券の急激なる増加は再び其發行上に支障を來すに至れり。一九〇〇年の金本位條例に基きて發行したる二分利付國債は總額六億四千六百萬弗にして、大部分既に銀行券發行の保證として國立銀行の吸收する所となりたる上に、政府預金の保證として國債を國庫に預託するの規定よりして、當時累積せる政府剩餘金の保管の爲め、銀行は之が保證にも亦相當國債を必要とするに至りしかば、將來の銀行券發行の保證たるべき國債の残存額極めて僅少とな

れり。されば一方には巴奈馬運河公債を發行して國債の現在高を増加すると共に、他方には政府預金の保證たるべきものを國債以外大藏卿所定の州市公債及鐵道會社債券を以て充當するを得ることとし、依りて銀行券の發行保證たるべき國債額に餘裕を生せしむるの方法を講じたり然れども巴奈馬運河の公債は一九〇六年發行の分僅に三十萬弗に過ぎず。政府預金より解放されたる國債額とても固より少額なりしかば、銀行券發行高は今後經濟界の需要に應じて大なる増加を望む能はざること歴然たるに至れり。而かも銀行は尙ほ貸付割引の要求に従ひ漸次に銀行券發行高を膨脹し來りしかば、遂に其極點に達し一九〇七年の大恐慌を惹起するの因を爲せしは世人の知れる所の如し。銀行券發行法の改正は愈々喫緊の問題となり、一方一九〇八年オールドリツチ・ヅリーランド法の制定と共に、議會は上下兩院議員より成る國立貨幣制度委員會

を組織して通貨制度の根本的改革を企劃するに至れり。

オールドリツチ・ヅリーランド法は非常銀行券發行に關する規定にして、事變通貨を供給するを以て目的とし、法律の有効期限も一九一四年六月とせり。今其要點を掲ぐれば次の如し。

- (一) 國立銀行は(二)以下の條件に於て何時にても非常銀行券の發行を爲すことを得。
- (二) 非常銀行券發行銀行は國立通貨組合(National Monetary Association)に屬することを要し、同組合は一地方に於ける資本金の二割に相當する積立金を有する銀行十行以上を以て組織し、其資本金及積立金は合計五百萬弗以上たるを要すべし。
- (三) 發行銀行は既に資本金の四割に相當する國債を保證とする銀行券を發行しあることを要す。
- (四) 非常銀行券の發行を爲さんとする銀行は

商業手形及其他の保證(鐵道會社債券等)の場合はその所屬國立通貨組合を経て、又州市等の公債ならば直接に、之を大藏卿に預託するを要す。而して保證に對する銀行券發行率は、州市債を保證とする時は市價の九割、商業手形其他の場合には現金價額(Cash value)の七割五分とす。

(五) 非常銀行券の發行總額は全國を通じて五億弗を以て限度とす。

(六) 各銀行の非常銀行券發行高は從來の發行高と合せて資本金及積立金の額を越ゆべからず。且商業手形其他を保證とする發行額は資本金の三割を以て限度とす。

(七) 非常銀行券發行税は公債を保證とする場合は從來の銀行券發行と同様年一分なるが商業手形其他を保證するものに對しては、發行の第一月には發行額の五分を課し爾後毎一月一分を累加し一割に至るものとす。

(八) 非常銀行券發行銀行は銷却基金として其發行高の一割に相當する金貨、金證券を國庫に預託するを要す。

(九) 國立通貨組合に屬する銀行及銀行の資産は其發行の非常銀行券の銷却に就き共同の責任を有するものとす。

一九〇八年改正の非常銀行券發行法に依る銀行券の發行は遂に實現されずして終らんとせしに、聯邦準備法制定せられて未だ實施を見ざりし一九一四年七月末歐洲大亂の勃發するありて國立銀行は止むなく非常銀行券の發行に依頼するに至りしかば、議會は同法の有効期間を延長すると共に更に事變通貨の供給を容易ならしむるの目的を以て、同年八月四日の法律に於て次の如き二箇條の改正を施したり。

(一) 發行税の輕減 一九〇八年の法律にては國債以外の證券を保證とする場合は發行の第一箇月に於ては五分の發行税を負擔し、

爾後毎一月一分を累加し一割に止むる規定なりしを、五分を三分に、毎月の累加率一分を五厘に低減し以て非常銀行券發行に由る負擔を軽くせり。

(二)非常銀行券發行制限額の引上 一九〇八年の法律にては國立銀行が非常銀行券の發行をなすには必ず其時迄に資本金の四割に相當する國債を保證とする銀行券を發行するを必要とし、且非常銀行券の發行額は全國に於て五億弗、各銀行に就ては其資本金及積立金の同額迄となれるを最初の二箇の規定は、大藏卿の裁量を以て之を停止するを得べく、又各銀行の發行高は資本金、積立金の一二五%迄たるを得ることとなしたり。

國立銀行は此改正法に依りて直に非常銀行券を發行し戰亂勃發當時の恐慌に處したり。非常銀行券の發行高は一九一四年十月二十五日には

三億六千八百萬弗の多額に達せしが、其後一般經濟界も鎮靜し且準備銀行法も實施せらるゝに至りしかば、發行高は漸次減退して翌一九一五年六月には全部の回收を見たるが如し。

五、聯邦準備紙幣

聯邦準備紙幣は合衆國政府の債務とせられ、政府は其兌換上に於ける最後の保證をなす。故に此點より觀て聯邦準備紙幣は政府紙幣の一種なりと云ふことを得べし。本篇に於ても曩に政府紙幣の一種として分類せしも、其性質全然合衆國紙幣等と異なり、此等と一列に置いて論ずる能はざる點多きと、且準備紙幣の合衆國通貨制度の中核をなすべきものなるこの理由に因り特に別に一節を設けて説くこととせるなり。

北米合衆國は一九〇七年の大恐慌に懲り、愈々銀行通貨制度の改革に着手し、上下兩院議員より成る國立貨幣制度調査委員會を組織して、世界各主要國の銀行通貨制度を調査し、數年に

涉りて研究の結果に成りしものは即ち一九一三年十二月制定を見たる聯邦準備銀行法なり。聯邦準備銀行法は三十條より成り各種の複雑なる規定を設けあるも、要するに其眼目とする所は第一は雜多なる銀行組織を統一すると共に、分散せる銀行準備金を集中して中央準備所を形成し、第二に商業界の需給に伴ふ如き伸縮に富める近代的通貨制度を得るに在りて、聯邦準備紙幣は此第二の目的を達する爲めに生れ出でたるものなり。従つて其發行法の規定も想見するに難からざる所にして、其眞髓とする所は商業界の需要に應じて通貨の自働的伸縮を完全ならしめんとするに在り。今其發行法を窺はんに、各準備銀行は準備法規定の商業手形を保證として同額迄の準備紙幣を發行するを得べく且兌換の準備として別に流通高の四割を下らざる金又は金證券を保有するを要すとせり。即ち準備紙幣の發行は必ず同額以上の商業手形の保證を必要

とする譯にして、而して其保證たるべき商業手形には法律を以て嚴密なる制限を置き、眞に商業取引より起れるものに限れる以上、準備紙幣の發行は實際に商業取引の必要に應じて起るべきは勿論にして、同時に手形期限の到來と共に其發行高を減するに至るべく、以て正直に商業取引の伸縮に順應するを得ることとなるなり。然るに餘りに伸縮性に富める通貨を供給せんとするに急なりし爲め、準備紙幣の發行は必ず同額以上の商業手形を保證とするを要すとし、更に其流通高の四割を下らざる金又は金證券の準備を保有せざるべからざることとしたるは從來の發行法に例を見ざる所にして、正貨準備と保證準備の地位を顛倒したる嫌ひを免れず。米國の學者か之を以て準備紙幣の確實性を増すに與て大なる功ありとなせるは奇とすべし。而かも他方には準備銀行は其發行の準備紙幣、金證券又は合法貨幣を聯邦準備局代理者(政府の任命

せる準備銀行の重役にして重役會々長となり聯邦準備局の指圖に従ひ營業方針を定む)に預託して發行紙幣に對して政府に負ふ債務を低減するとを得と規定し、保證たる商業手形を引出し同時に之に對して準備紙幣を回収すること能はざる場合は、同額の金證券又は合法貨幣を以て之に代ゆることを得ることとし、事實に於て商業手形以外正貨を準備とする紙幣の發行を認むるの結果を來し、又實際かくの如く正貨を引當とする準備紙幣は商業手形を引當とするものよりも甚だ多額を算せり、然るに準備法は此紙幣の準備たる金及金證券を以て準備銀行の債務に屬する準備紙幣流通高(即ち商業手形を保證とせるもの)に對する兌換準備額中に算入するを許さざれば、準備銀行は更に四割の金準備を保持せざるべからざることとなるなり。かくの如き發行法が複雑にして徒に發行銀行に對して無益なる多額の正貨準備保持の義務を負はしむる

に止まるものなることは少しく貨幣理論に通ずる者の首肯し得らるる所に於て、既に準備法制定の當時より非難の存せし所なり。其實施後に於ても聯邦準備局の當事者は連りに之が改正を議會に迫りしも容易に其目的を達するに至らざりしが、去る六月戰時金融計畫の一部として之が改正を實現するを得、準備紙幣は商業手形及金、金證券を保證として發行するを得ることとなり、且其保證たる金又は金證券は紙幣流通高に對して保有すべき四割の金準備中に算入するを得とせられたり。之に依りて聯邦準備紙幣は今日各文明國に見るが如き紙幣發行法の常態に復せり。

次に準備紙幣の發行額に就ては別に數字上の制限なく、商業手形を保證とする所謂保證準備發行額に就ても定額の制限なし。紙幣の發行總額を佛蘭西又は西班牙の場合の如く法律を以て規定するものもあるも、多くは保證準備發行額に

一定の限度を設け、正貨を準備とする限り幾何にても紙幣を發行することを得ることとせり。然るに合衆國聯邦準備紙幣の發行に於ては、其總額にも又保證準備發行額にも共に限度を設けず、唯流通高に對する最低四割の金準備の保持を命じ、以て間接に發行總額を制限し、且保證準備發行額の限度をも定むることとせり。爾從つて制限外發行に就ても獨逸又は我國等の如く發行額を以て表示することを得ず、金準備の發行總額に對する割合を標準として之を定めたり。制限外發行は英蘭銀行に於ては全然之を認めず、之が爲めに從來往々事變に遭遇して銀行修例の停止を敢てするの止むを得ざるに至りしは何人も認むる所なり。獨逸に於ては英國の發行法に準據したるも更に制限外發行の便法を認め以て事變通貨の供給を全くせり。我國の發行法亦獨逸に倣ひて制限外發行を認めたり。制限外發行法の如きは其國固有の支拂制度及通貨

需要の變動狀況等と大なる關係を有すべきものにして一概に論ずべからず。合衆國の如く小切手制度の發達せる國に於ては通貨需要の變動急激ならざるが如きも、秋季農産物の出廻に際しては加奈太と同様一時に多額の通貨を必要とするに至るは從來の經驗より明かなる所にして、制限外發行の必要は他國に比し遙に大なり。準備銀行法の規定に依れば、準備銀行は聯邦準備局の認可を得て、準備紙幣の流通高に對する金準備を其四割以下に低減することを得。其期間は最初は三十日とし以後は十五日毎に更新す。而して準備銀行は制限外發行税として左の標準に依りて聯邦準備局の定むる金額を納付することとを要す。

一、金準備が流通高の三割二分五厘を下らざる間は其四割を下る額に對し年一分に相當する額を課し。

二、更に金準備が三割二分五厘を下る場合に

於ては其二分五厘毎に對し年一分五厘に相等する額を累増す。

制限外發行を爲したる準備銀行は一方に制限外發行税を負擔すると共に、他方其丈け貸付及割引の利率を規定以上に引上ぐ、即ち金利を引締めて一般市場に警戒を與へ成可く貸出の回收を圖らしむるの方針に出でんとするなり。故に合衆國の準備紙幣發行法は一言にして掩へば屈伸制限法に屬すべきものと云ふを得んか。

合衆國の準備銀行が普通の中央銀行の組織を執らざる如く、其紙幣發行方法は他の文明國の中央銀行に於ける紙幣發行と大に趣を異にする所あれば、一言之に就て述べ置くべし。準備銀行法に於ける發行の手續を規定通りに述べれば準備銀行は必要に應じて聯邦準備局代理者に紙幣の發行を請求し、同時に規定の商業手形又は金、金證券を發行保證として提供す。準備局代理者は更に準備局に申請し準備局の裁量を以て

紙幣は準備局代理者を経て準備銀行に交付され準備銀行に依つて發行さる。

準備紙幣の發行がかくの如く複雑なる形式を執るは、合衆國が種々の事情に由り單一なる中央銀行制度を設くる能はずして、綜合的分立中央銀行の制度を執り聯邦準備局を以て中央の監督局となして中央銀行の實を得んとせるが爲めにして、準備局の裁量に依る紙幣の交付は中央銀行の本店が支店に對して紙幣を廻送すると同一たるなり。且國庫が金を以て準備紙幣兌換の義務を負ふ所以のものも亦紙幣發行銀行が多數存在するに由るものにして、國立銀行券の銷却が國庫に於て行はるゝと同一理由に基づくものなり。されば準備紙幣を以て單に合衆國政府の債務となされたるのみを以て、直に政府紙幣となすが如きは稍々穩當を缺くべし。殊に通常政府紙幣といへば其發行は政府財政上の支出に基づくものなるも、準備紙幣發行の動因は準備

銀行に存し、商業手形の割引即ち商業界の需要を基礎とするものなれば、準備紙幣は名は政府紙幣なるも實質は兌換銀行券と目するを至當とせんか。本篇は唯分類上合衆國學者の例に倣ひて政府紙幣の一種に加へたるに過ぎず。

準備紙幣は法貨にあらざるが故に個人間の取引上無制限に通用する能はざるも、内國税、關稅其他各種の公納には法貨たる資格を認められ又準備銀行、國立銀行及準備組合銀行に於ては無制限に授受せられ、又兌換に就ては發行準備銀行は固より其他の何れの準備銀行に於ても金又は其他の合法貨幣と引換ゆるの義務を有し、且華盛頓なる國庫に呈示すれば常に金を以て兌換せらるゝことゝなり居れり。而して發行銀行以外の準備銀行が兌換又は其他に由り準備紙幣を受入れたる時は直に發行銀行に送附して銷却せらる。又國庫に於て兌換又は租稅收入等の爲め準備紙幣を受入れたる時は、兌換請求の場合

は直に國庫に準備せる銷却基金を以て引換へ紙幣は之を發行銀行に送附して銷却すべく、又兌換以外の場合に於ては國庫は銷却基金を以て引換ゆるか或は直に之を發行銀行に送附して該銀行に對する政府の預金となす。各準備銀行が兌換の目的の爲め國庫に預託すべき銷却基金 (Redemption Fund) は、商業手形を保證とする紙幣流通高の五分を下らざる程度に於て、聯邦準備局の定むる所にして金又は金證券を以て積立つるものとす。而して兌換の爲め規定の率を下る時は準備銀行は直に之が補充を爲すを要す此銷却基金は勿論紙幣發行に對する四割の金準備の一部を成すべきものなり。

準備紙幣の法貨たるの資格を有せざるは前言せる所の如くなるが、更に合法貨幣たるの性質をも認められず。従つて國立銀行及準備組合銀行たる州立銀行の法定の準備金たるを得ざるなり。但し紐育及カリフォルニア二州を除けば其

他の四十六州の銀行法に於ては、準備紙幣を以て銀行準備金中に算入することを得とせり。準備紙幣に合法貨幣たるの資格を認め準備組合銀行の法定準備金たるを得ることとすべしとの論は準備法の草案中に於て唱へられ議會に於ても亦此説を主張する者ありしも、多數は通貨主義を持し正貨のみ眞の通貨たるを得べしとなし、準備紙幣を銀行準備金として認むるに至らざりき。

元來合衆國に於ては從來の歴史及銀行制度上の關係よりして、銀行券を以て單なる支拂要具として銀行の取行臺を超えて支拂はれ且市場に流通すべき性質のものにして、銀行準備金となりて銀行の庫中に保藏せらるべきものにあらずとなし、國立銀行券に對しても合法貨幣たるの性質を附與せず其の法定準備金たるを許さざりき。されば同様の理由よりして準備紙幣にも此資格を認むることを肯んざりしなり。今其論據

る通貨を供給するを得るなり。

と云ふに在るが如し。然れども此の論には大なる矛盾あると共に、合衆國通貨制度改正上甚だ不徹底の點を生ずることゝなるべし。即ち

一、準備銀行法は準備紙幣を以て準備組合銀行の法定準備金中に算入するを許さずと雖も、前言せる如く各州法に於ては紐育及カリフォルニア二州を除き他は何れも州立銀行及信託會社並個人銀行等に對して準備紙幣を以て準備金となすを認めありて、今日合衆國銀行及信託會社は總數三萬有餘を算する中立國銀行は七千五百に過ぎずして其餘の二萬五千は州立銀行及信託會社に屬すれば、既に州法に於て準備紙幣を以て銀行準備金となすを認むる限り、準備銀行法に於て之を認めざるも合衆國銀行通貨制度の全體より云へば信用膨脹の弊を防止するに於て殆んど何等の得る所なきに似たり。殊に準備銀行法に於て準備銀行へ

とする所を窺ふに

一、準備紙幣を以て準備組合銀行の準備金となすを得ることゝすれば、組合銀行は自由に準備金を擴張し貸出資力を増加することを得べく、勢ひ信用膨脹の傾向を誘致し内に對しては資本の濫費、投機を獎勵するの結果を來し外に對しては外國よりの資金の需要急激となり金の流出巨額となりて、遂に全國經濟界の破滅を招くに至るべし。

二、準備紙幣を以て銀行の準備金たらしむることゝするに於ては、準備紙幣は銀行の庫中に保藏せられて回収を見ることなかるべく、故に資金に對する需要止むに於ても流通紙幣の額を減縮する能はざることゝなるべし、然るに準備紙幣に銀行準備金たるの資格を認めざれば、銀行は資金の不用となるに従つて之れを手放し、紙幣は自然に準備銀行に復歸し、かくて始めて商業界の需給に應じて伸縮し得

の預け金を準備金と見るを得るを以て、準備紙幣を銀行の庫中に保有すると準備銀行へ送附して預け金となすに依つて、其性質に區別を設くることゝなるは大なる矛盾と謂はざるべからず。

二、通貨の伸縮性は其國通貨の全體より觀るべきものにして、獨り準備紙幣が伸縮したりとするも他の種類の通貨にして其伸縮之と相反するに於ては、合衆國通貨の流通總額は伸縮を見ざる場合あるを免れず。準備紙幣若し準備金たるの資格を認められありて、銀行が之を準備金として其庫中に保持するも、銀行は準備銀行其他に對する資金の返済又は預入等に於て、他の通貨例へば合法貨幣を以て之に充つることゝなるべく、従つて結局銀行準備金たるべき通貨は、準備紙幣を準備金としたりとて増加することなく、通貨全體より云へば準備紙幣の回收せらるゝも他の合法貨幣の

準備銀行に集積せらるゝと、其收縮する點に於ては敢て異なる所なし。寧ろ後節述ぶるが如く通貨制度の本體より觀て、準備紙幣の流通市場に残存し、金、金證券等の準備銀行に集中せらるゝを可とすべきなり。

六、結 論

合衆國通貨制度の概要は以上述ぶる所の如くなるが、其新通貨制度實施上に於ける今後の施設の第一は此多種多様にして複雑なる通貨の統一と聯邦準備紙幣の普及を圖るにあらざるべからず。即ち第一國立銀行券を銷却し、更に金證券を準備銀行の手に集中するに在り。

國立銀行券の銷却に就ては既に銀行券の項に於て述べたる如く、準備銀行法に於ては國立銀行の銀行券發行及銷却に就き何等の制限を加へず、唯準備銀行をして一年二千五百萬弗を限り國立銀行券の發行保證たる二分利付國債を買入れしむることとし、以て通貨擔保權を有せる國

ナル・コムマース・バンクの如き、其紙幣擔保權ある所有國債の全部を處分すると共に國立銀行券の發行を廢棄したるあり。其他の銀行にしても續々コムマース銀行の例に倣ふものあるが如くなれば、國立銀行券の銷却は意外に迅速に行はるべし。

國立銀行券の發行高は準備法發布せられし一九一三年十二月二十六日に於て七億五千六百九十四萬四千弗、一九一五年末には増加して七億七千萬弗を示せしが、準備銀行に依る二分利國債の買入實施以來著しく減縮し、一九一七年一月には七億二千百萬弗となり、更に本年八月一日の發行高は七億一千五百七十萬弗となり、其銷却の成績は甚だ良好なり。最近數箇月間は合衆國の參戰に依りて鎖却の勢を沮止せられしが如きも、是れ一時の現象にして大體上鎖却は完全に行はるゝものを見るを得べし。

第二は金證券の回收にして即ち準備紙幣を以

債の銷却を圖ると共に國立銀行券の銷却をも容易にする所あり。準備銀行法に依れば一九一五年十二月(法律制定後二箇年)以降二十年間、準備銀行は毎年二千五百萬弗を限り二分利付國債を買入るゝことと定められあるを以て、此買入が續行せらるとすれば二十年間に總額五億弗即ち現在二分利付國債の大部分準備銀行の手に收むることを得べし。其他の國債は一億弗に足らざるものなれば、國立銀行自ら一般市場に賣却處分し、又は銀行の資金運用としての投資として所有するも可なり。されば聯邦準備紙幣の流通漸次増加するに於ては、國立銀行券の銷却は最早時日の問題たるに止り、差して實行困難なる事情の起ることなかるべしと信ず。現に本年六月の準備法改正に於て新銀行法實施前に設立せられたる國立銀行にても、其資本金に應じて一定額の國債を所有し銀行券を發行すべき義務の免除せられたるより、紐育の大銀行ナシヨ

て金證券の地位に代らしめんとすることなるが合衆國の銀行法が法定準備金なる制度を存續し同時に其準備金たるを得る所謂合法貨幣なるものを認むる以上、準備紙幣を以て法貨の資格を認めざる迄も、合法貨幣として各種銀行の法定準備金たり得ることとせざる限り、此目的を達することは甚だ困難の事に屬す。今日の如く合衆國の通貨が其流通力の上に於て三段に區別さるゝ上は、銀行及一般商業界共に各種通貨の間に差等を設くるに至り、従つて最上の流通力を有する金及金證券の支拂は、最後迄保留せらるゝこととなるは當然にして、現在の準備銀行法の下に於ては準備紙幣に對する需要少く、金貨金證券に代位するの遲々たるは寔に止むを得ざることと謂はざるべからず。準備紙幣を以て準備組合銀行の法定準備金たるの資格を認むべしとの論は、此點に於て有力なる根據を有するものにして、準備紙幣が流通上此性質を有するに

至らざるは甚だ不徹底なる改正たるの譏を免れざるなり。

併し乍ら合衆國銀行法に特有なる法定支拂準備金制度は早晚廢止さるべき運命を有するものとすれば、合衆國通貨の法定準備金たるを得る所謂合法貨幣なる性質も、亦當然其重要の度を失ふべきものにして、準備紙幣は縦令法貨たるの資格を認められずとも、今日各國の銀行券が法貨にあらざるも自由に流通すると同様、殆んど法貨と同程度に流通を見ることとなり、漸次金貨、金證券に代位することとなるべきを疑はず。故に合衆國通貨銀行制度の將來に於ける改革の第一は、先づ此法定準備金なる規定を廢棄し通貨上に於ける合法貨幣なる區別をも消滅せしむるに在り。

本年六月の改正法に於ける國立銀行の準備金に關する規定は此點に向つて一大斧鉞を加へたるものと謂ふことを得べし。準備法の當初の規

ぐるが如き、固より準備紙幣の流通を擴張する一助たるに相違なきも、其根本に於てかくの如き障礙の横在する限り大なる效果あるべしとも思はれず。準備組合銀行亦何れも準備銀行局の施設に協同策應して成可く金貨、金證券を準備銀行に預託し準備紙幣を以て日常の支拂に充つることゝすれば、金貨、金證券の準備銀行に集中すると共に、準備紙幣の流通増加亦容易なるべし。

最後に一言すべきは戰後起ることあるべき恐慌に際して、聯邦準備銀行が新通貨制度の下に商業界に供給し得る通貨の程度如何是れなり。今左に最近の準備銀行營業週報を摘録し之に就て説く所あらんとす。

聯邦準備銀行營業週報(九月十四日)

金貨及金證券手許有高

四〇八、二〇六、〇〇〇弗

金決済基金

三八四、六四六、〇〇〇

外國代理店預ケ高

五二、五〇〇、〇〇〇

第十一卷 (二四九九)

雜 錄

北米合衆國の通貨制度

第十一號

一〇五

定にては法定準備金は各銀の行庫中に保有せる準備金と準備銀行預ケ金より成り、法定準備金の約半額は必ず各自の手許に存置せざるべからず、従つて各銀行は一定額の合法貨幣を常に所

所有金準備計	八四五、三五二、〇〇〇
聯邦準備局代理者預託高	五二〇、四七〇、〇〇〇
準備紙幣銷却基金	九、一二七、〇〇〇
發行準備計	五二九、五九七、〇〇〇
金準備總計	一、三七四、九四九、〇〇〇
政府紙幣、銀貨等	五、〇八五、〇〇〇
準備總計	一、三八〇、〇三四、〇〇〇
政府預金	二一、六〇二、〇〇〇
準備組合銀行預金	一、一三九、二五一、〇〇〇
組合外銀行預金	五〇、六二一、〇〇〇
取立手形類	一五六、二六八、〇〇〇
總預金	一、三六七、七八二、〇〇〇
聯邦準備紙幣流通高	六四四、五六七、〇〇〇
純預金(組合銀行預金)に對する金準備割合	七四・〇%
聯邦準備紙幣流通高に對する金準備割合	八二・二%

之に依つて觀れば準備銀行の保有せる金準備の總額は十三億七千五百萬弗にして、此中より預金債務に對する三割五分即ち三億九千八百七十餘萬弗及紙幣流通高に對する四割即ち二億五千七百八十餘萬弗合計六億五千六百五十餘萬弗

を差引くも、尙ほ七億一千八百萬弗の自由金準備を有すれば、之を紙幣發行準備に充當して極度紙幣を發行するとすれば、十七億九千五萬弗を新に供給するを得べし、假令戦後各國の金爭奪に逢いて、二億、三億の金流出を見ることありとするも、尙ほ十億乃至十二億の増發を爲すことを得べし。故に今日の狀勢より推して準備銀行は戦後の恐慌に方りて十分事變通貨を供給し得るの地位に在りと見るを得んか。

前號正誤

前號正誤前號本篇中活字の誤植ありたるに付き左の通り訂正す。

頁	行	欄	誤	正
一一〇	七	下	純銀三七・二五グレーン	純銀三七一・ ^四 / _六 グレーン
一一一	三	下	金單位制	金單位制
一一二	〇	上	(純量目三七・二・五)	(純量目三七一・二・五)
同	一四	上	量目四二・五・五グレーン	量目四二・五・五グレーン
一一三	一〇	上	一八九六年七月	一八九六年七月
一一四	四	下	一七八二年	一八三七年
同	五	下	四二・七五グレーン	四二・五グレーン
同	八	下	結果は	結果
一一六	一二	上	年より一九〇二年	年より一八九二年
同	一三	上	一九〇二年	一八九二年
一一七	一四	上	合衆國に於て	合衆國に於て
同	一四	下	僅に二千萬弗	僅に二百萬弗

元祿時代の財政學說一斑

原 萬 里

第一 一般財政に關する學說

徳川開幕以來家康秀忠の創業時代は儉素を以て用を節せると、松平伊豆、大久保石見、本多佐渡等に於て金銀採鑛に力を盡せるとは府庫を充實せしめ幕府の財政をして豊饒ならしむるを得たり。然るに三代家光の世、日光廟、秀忠廟等を始め大土木を起す屢々なるに及び幕府の財政は漸く傾かんせりと雖、未だ初代二代の蓄財は財政の窮乏を訴へしめざりき。四代家綱の代に及びて一方大土木を起すと共に他方には天災の到る頻々にして茲に府庫窮乏の端を發せり。五代綱吉、職を襲ふに及び、始め心を政治に用ひ、經綸亦見るべきものありしが彼の後半

生は全く政に倦みて、世は所謂元祿華美の時代となり財政上支出の益々多きを加へて幕庫は大缺乏を來せり。

吾人は當時の幕府が財政状態を精細に數字上に詳にするを得ざるを遺憾とすれども、當時の經常費が既に歳入に超過し、之に常に經常費以上の多額支出を要せし臨時費を加算するときは歳出は歳入の二倍餘に達せしことは確實にして此間の消息は新井白石の著折たく柴の記に明なり。即曰く

「今重秀が議り申す所は御料總て四百萬石歳々に納らるゝ所の金は凡七十六七萬兩以外長崎の運上と云ふもの四萬兩酒運上といふもの六千兩(中略)此内夏冬御給金の料三十萬兩を除く外餘る所は四十六七萬兩餘なり去年の國川凡金百四十萬兩に及びり此外に内裏を造りまいらせらるゝ所の料凡七八十萬兩を用ひらるべし。されば今國財の足らざる所凡百七八十萬兩に餘れり。

如斯幕府財政の窮乏と等しく、一般華美の風俗は延いて諸侯の財政にも困難を來さしたり荻